二、總同盟の組織する支部に於ては、評議会、政治研究会、無産青年同盟、水平社無産者同盟の共産系四団体の會員を一切排除すること。右の四団体に属せざる者と雖も、共産係に属すと思はれる分子は容赦なく排除すること。支部は飽くまで現実主義を奉ずるものなること。

三、支部設立に関する手續きに就ては労働農民党の規約を御参照下さい。因に規約第二十五條に依れば、支部は中央執行委員會の承認を経て地理的区劃に依り党員五十名以上を以て組織するものとす。但し必要ある場合は中央執行委員會の承認を経て適宜之を組織することを得とあります。右の如く大体方針を定めましたが、御不審の点があれば、政治部の方へ御相談を願います。何れも政治部員報告かたがた、各地方に出張する事になると思ひます。其の節は遠慮なく御相談下さい。

大正十五年四月二十二日　日本労働総同盟政治部



(ロ)労農党に関する懇談會

労働農民党第二回中央執行委員會は、共産主義的色ある者を除く方法に就て長時間の協議をとげたが、總同盟、官業労働、製陶同盟、自治会側の主張は一票の差によつて敗れることゝなつた。

この決議に対し各方面から不満の声が起つたが、中でも大阪聯合會はは定例大會を眼前に控へて居たためか不満の声は殊に著るしく党より即時脱退すべしとの声が熾んになつた。然し乍ら一方に於ては脱退反対、政治部の方針支持の声も強く起つた。

そこでしば〳〵討論、協議の後、五月三十日の聯合会大会に於て決議をなした。(決議文省略)

この影響のために、関東方面にも、脱退の声が起つて来たので此の問題を處理するために、總同盟関係の労働農民党中央執行委員と本部常任委員との打ち合せ[illegible]を